明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（総務一一）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同一一三）　三
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同一一四）　六
○自動車の型式についての指定を取り消した件（国土交通一五二～一六三）　六
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同一六四～一七八）　九
○小型特殊自動車の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同一七七、一七八）　一〇
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同一七九～一九〇）　一二
○原動機付自転車の型式を認定した件（同一九一～一九九）　一三
○指定装置の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件（同二〇〇、二〇一）　一四
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同二〇二～二一一）　一四
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同二一二）　一六

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一六

〔公　告〕
諸事項　一六
裁判所
破産、免責関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

告示

○総務省告示第十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年一月十九日

総務大臣　山本　早苗

第一号1中

「（　31）	北越急行株式会社（上越線、ほくほく線及び信越線のうち新潟県内の区間のみを走行するものに限る。）	新潟県知事	」を
「（　31）の2	北越急行株式会社（上越線、ほくほく線及び信越線のうち新潟県内の区間のみを走行するものに限る。）えちごトキめき鉄道株式会社（妙高はねうまラインを走行するものに限る。）	新潟県知事	に、」を
「（　40）	しなの鉄道株式会社	同	」を
「（　40）	削除	削除	に、」を
「（　44）	株式会社東海交通事業（高山線及び太多線を走行するものに限る。）	同	」を
「（　44）	削除	削除	」に

改める。

第二号1中

「（　46）	首都圏新都市鉄道株式会社		」を
「（　46）の2	首都圏新都市鉄道株式会社（妙高はねうまラインのみを走行するものを除く。）		に
「（　46）の3	えちごトキめき鉄道株式会社あいの風とやま鉄道株式会社		」を
「（　46）の4	ＩＲいしかわ鉄道株式会社		」に、
「（　46）の5	しなの鉄道株式会社		」を

改める。

第二号2中

「（　12）	ＪＡ０１０Ｄ		」を
「（　12）の2	ＪＡ０１ＡＭ		」に、
「（　13）	ＪＡ０１ＡＮ		」を
「（　13）の2	ＪＡ０１ＤＪ		」に、
「（　45）	ＪＡ０７ＲＪ		」を
「（　45）の2	ＪＡ０７ＶＡ		」に、
「（　47）の3	ＪＡ０８ＲＪ		」を
「（　47）の4	ＪＡ０８ＶＡ		」に、
「（　48）	ＪＡ０９ＡＮ		」を
「（　48）の2	ＪＡ０９ＪＪ		」に、
「（　48）の3	ＪＡ０９ＭＣ		」を
「（　48）の4	ＪＡ０９ＲＪ		」